



# 島根県報

令和2年7月27日（月）

号外第94号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第489号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	191号	益田市美都町宇津川イ753番2地先から同地先まで	前	メートル 7.10～ 20.60	メートル 135.00	災害防除工事 拡幅
			後	7.10～ 29.20	135.00	
"	"	益田市美都町宇津川イ714番2地先から同地先まで	前	11.60～ 27.50	48.60	災害防除工事 拡幅
			後	27.50～ 35.40	48.60	
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領3041番1地先から同386番2地先まで	前	7.11～ 45.08	416.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅及び減幅 不用物件発生
			後	10.78～ 106.64	416.00	

## 島根県告示第490号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1596番2地先から同地先まで	前	メートル 20.15～ 23.60	メートル 6.65	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	22.90～ 23.60	6.65		

## 島根県告示第491号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ246番3地先から同276番1地先まで	メートル 220.43	令和2年 7月31日	益田県土整備 事務所	
県道	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ327番7地先から同イ291番2地先まで	156.36	令和2年 7月31日		
〃	〃	益田市匹見町匹見イ327番7地先から同イ276番3地先まで	103.90	令和2年 7月31日		
〃	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町池田高城2番地先から同町有木殿屋敷29番7地先まで	326.50	令和2年 7月27日	隠岐支庁県土 整備局	

## 島根県告示第492号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1595番6地先から同1596番2地先まで	メートル 73.60	令和2年 8月11日	県央県土整備 事務所	